

# 苫小牧港港湾計画書（案）

－ 軽易な変更 －

平成31年1月

苫小牧港港湾管理者

苫小牧港管理組合

本計画書は、港湾法第三条の三の規定に基づき、

- ・ 平成19年 9月 苫小牧港地方港湾審議会
- ・ 平成19年11月 交通政策審議会第27回港湾分科会

の議を経、その後の変更については

- ・ 平成22年 3月 苫小牧港地方港湾審議会
- ・ 平成24年 1月 苫小牧港地方港湾審議会
- ・ 平成24年 3月 交通政策審議会第48回港湾分科会
- ・ 平成25年12月 苫小牧港地方港湾審議会
- ・ 平成26年 7月 苫小牧港地方港湾審議会
- ・ 平成28年 1月 苫小牧港地方港湾審議会
- ・ 平成29年12月 苫小牧港地方港湾審議会

の議を経た苫小牧港の港湾計画の輕易な変更をするものである。

## 目 次

変更理由	1
港湾施設の規模及び配置	2
1 公共埠頭計画	2
2 水域施設計画	3
3 小型船だまり計画	4
港湾の環境の整備及び保全	8
1 港湾環境整備施設計画	8
土地造成及び土地利用計画	9
1 土地造成計画	9
2 土地利用計画	9

## 変更理由

- 1 西港区本港地区において、紙・パルプ等の荷役効率化に対応するため、公共埠頭計画、港湾環境整備施設計画及び土地利用計画を変更する。
- 2 西港区汐見地区において、ポートサービス船及び漁船等の安全かつ効率的な利用に対応するため、水域施設計画、小型船だまり計画、土地造成計画及び土地利用計画を変更する。

## 港湾施設の規模及び配置

### 1 公共埠頭計画

西港区本港地区において、紙・パルプ等の荷役効率化に対応するため、次のとおり計画を変更する。

埠頭用地 面積 47 ha (うち 44 ha 既設) [既設の変更計画]

〔	既設	〕
	埠頭用地 面積 44 ha	

## 2 水域施設計画

小型船だまり計画の変更に伴い、以下の施設を計画する。

### 2-1 泊地

西港区汐見地区

水深4.5m

なお、これに伴い、既設の航路を廃止する。

〔	既設	〕
	航路 水深5m 幅員50m	

### 3 小型船だまり計画

#### 3-1 西港区汐見地区（第1船だまり）

ポートサービス船等の利便性の向上を図るため、小型船だまり計画を次のとおり変更する。

泊地 水深4.5m [既設]

泊地 水深4m 面積1ha [既設の変更計画]

泊地 水深3m [既設の変更計画]

防波堤 延長150m（うち130m既設） [既設の変更計画]

岸壁 水深4.5m 延長102m [既設]

物揚場 水深4m 延長184m（うち144m既設）

[既設の変更計画]

物揚場 水深3m 延長176m（うち176m既設）

[既設の変更計画]

埠頭用地 2ha [既設]

既設

泊地 水深4.5m

泊地 水深4m

泊地 水深3m

防波堤 延長130m

岸壁 水深4.5m 延長102m

物揚場 水深4m 延長144m

物揚場 水深3m 延長233m

埠頭用地 2ha

### 3-2 西港区汐見地区（第2船だまり）

ポートサービス船等の利便性の向上を図るため、小型船だまり計画を次のとおり変更する。

泊地 水深5m 面積1ha [既設の変更計画]

防波堤 延長78m（うち68m既設） [既設の変更計画]

岸壁 水深5m 延長404m（うち140m既設）

[既設の変更計画]

埠頭用地 1ha（うち1ha既設） [既設の変更計画]

既設

泊地 水深5m

泊地 水深4m

防波堤 延長215m

岸壁 水深5m 延長140m

物揚場 水深4m 延長120m

埠頭用地 1ha

### 3-3 西港区汐見地区（第3船だまり）

漁船等の利便性の向上を図るため、小型船だまり計画を次のとおり変更する。

泊地 水深4.5m [既設]

泊地 水深3.5m [既設]

泊地 水深3m [既設]

防波堤 延長170m（うち170m既設） [既設の変更計画]

岸壁 水深4.5m 延長130m [既設]

物揚場 水深3.5m 延長316m [既設]

物揚場 水深3m 延長992m（うち845m既設）

[既設の変更計画]

船揚場 延長70m（うち70m既設） [既設の変更計画]

埠頭用地 6ha（うち6ha既設） [既設の変更計画]

既設

泊地 水深 4.5 m

泊地 水深 3.5 m

泊地 水深 3 m

防波堤 延長 204 m

岸壁 水深 4.5 m 延長 130 m

物揚場 水深 3.5 m 延長 316 m

物揚場 水深 3 m 延長 845 m

船揚場 延長 130 m

埠頭用地 6 ha

3-4 西港区汐見地区（第4船だまり）

作業船等のための小型船だまりを次のとおり計画する。

泊地 水深 3 m 面積 1 ha [新規計画]

防波堤 延長 95 m [新規計画]

物揚場 水深 3 m 延長 241 m [新規計画]

埠頭用地 1 ha [新規計画]

## 港湾の環境の整備及び保全

### 1 港湾環境整備施設計画

本港において良好な港湾の環境の形成を図るための港湾環境整備施設について、公共埠頭計画の変更に伴い、以下のとおり計画を変更する。

緑地 面積 9 ha (うち1 ha 既設、6 ha 工事中)

[既定計画の変更計画]

既定計画

緑地 面積 12 ha (うち1 ha 既設、6 ha 工事中)

## 土地造成及び土地利用計画

港湾施設の計画に対応するため、土地造成及び土地利用計画を次のとおり変更する。

### 1 土地造成計画

西港区

(単位：ha)

用途 地区名	埠頭 用地	港湾関連 用地	交通機能 用地	緑地	海面処分 用地	合計
汐見地区	(1)				(24)	(24)
	1				24	24
本港地区						

注1) ( ) は、港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する区域の保全に、特に密接に関連する土地造成計画で内数である。

注2) 端数整理のため、内数の和は必ずしも合計とはならない。

注3) 今回変更に係る地区のみ記述した。

### 2 土地利用計画

西港区

(単位：ha)

用途 地区名	埠頭 用地	港湾関連 用地	交通機能 用地	緑地	海面処分 用地	合計
汐見地区	(10)	(21)	(1)	(0)	(24)	(55)
	10	21	2	0	24	56
本港地区	(47)	(102)	(9)	(9)		(167)
	47	102	10	9		168

注1) ( ) は、港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する区域の保全に、特に密接に関連する土地利用計画で内数である。

注2) 端数整理のため、内数の和は必ずしも合計とはならない。

注3) 今回変更に係る地区のみ記述した。

# 計画変更箇所位置図



本港地区



汐見地区

凡 例

 計画変更箇所

1:80,000

